

平成26年度 第7回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成26年8月5日（火）
午後2時00分～4時30分
- 2 場所 流山市役所第二庁舎3階305
- 3 出席委員
小島会長、鈴木（れ）委員、鈴木（孝）委員、中委員、大野委員、
中村委員、平原委員、上平委員、米澤委員、杉田委員、田村委員、
小泉委員、大津委員
- 4 欠席委員
森山委員、石塚委員、鎌田委員、鈴木（五）委員、栗飯原委員、
- 5 事務局
染谷健康福祉部長 河原健康福祉部次長兼社会福祉課長
増田健康福祉部次長兼健康増進課長 早川介護支援課長
今野高齢者生きがい推進課長 小西障害者支援課長
鶴巻社会福祉課健康福祉政策室長 富樫健康福祉政策室主査
石川健康福祉政策室主事
- 6 傍聴者
なし
- 7 議題
 - (1) 答申について
 - ・流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について
 - ・流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
 - (2) 審議について
 - ・流山市高齢者支援計画の策定について
 - ・第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定について

8 議事録（概要）

（小島議長）

会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は13名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。本日は傍聴の申し出が在りません。前回第6回流山市福祉施策審議会では、流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について及び流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての2件の条例についての審議を行いました。また流山市高齢者支援計画策定について及び第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定について、審議を行いましたその後、事務局からタウンミーティングの報告がありました。今回の第7回審議会では、先ほど申し上げた2つの条例についてこれまでの審議を踏まえ答申案を作成しましたので、この後答申案を読み上げます。その後委員の皆様から御意見をいただきます。流山市高齢者支援計画の策定について及び第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定について審議していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

（小島会長）

「流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について」及び「流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について」を読み上げる。

（上平委員）

努めることと書いてありますが、努めることとは努力目標であるので、何々してくださいと書かなければならないのではないかと。1については、日常生活圏の住民ニーズと言っても分からないし、2は主語がないので、市は、と入れなければ主語が分からないし、指定介護予防支援事業者としての地域包括支援センターと書いてあるが、指定介護予防支援事業者でない支援センターがあるのか、利用者への適切な支援をさせるでは分かりにくいのではないかと。利用者とは何の利用者か分からない。検証はどうするのか。

（小島議長）

1番の各日常生活圏域の住民のニーズへの対応を勘案し、は対象者を指定した表現で、住民のニーズとするよりも各日常生活圏域の住民のニーズとした方

が分かりやすいと思いますが、皆さんはどう思われますか。2番の主語は市になりますが、主語を明確にするとのことですが、市の条例ですから特に市と明記しなかったものです。

(鈴木(孝)委員)

答申は市長から当審議会に諮問され、市長に答申して、市が条例を定めるのですから、問題ないと私は考えます。

(上平委員)

2の条例の前に「地域包括センターに対して」と入れた方が分かりやすいと思います。

(事務局：早川介護支援課長)

地域包括支援センターと指定介護予防支援事業者とはイコールです。地域包括支援センターに市から委託される事業で、要支援と判定された方々のケアプランを立てる事業者を指定介護予防支援事業者となりますので、地域包括支援センターとなります。

(上平委員)

文章を短くしなければいけないということはないので、誰が読んでも分かるようにした方がよいのではないのでしょうか。

(小島会長)

地域包括支援センターが、ここでは2つの意味を持っていると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局：早川介護支援課長)

事業者としての地域包括支援センターを含むと書くので、そのほうが分かりやすいと思います。

(上平委員)

それだったら、地域包括支援センターを取って、指定介護予防支援事業者としての地域包括支援センターにとした方がいいですね。

(鈴木(孝)委員)

流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例と流山市指定

介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の2つの条例が今回の内容となっているので、併せ持った内容でこのような形で答申をしなければいけないと思います。

(平原委員)

地域包括支援センターに対して、と入れると地域包括支援センターに対してこうしてくださいと言っているように取れてしまうので、地域包括支援センターにそうしてくださいと言っているのではなくて、市にやってくださいと言っているのだから、対してはいらないと思います。

(上平委員)

私が読むと地域包括支援センターに基準を守ってくださいと言うことだと思いますが、市に守ってくださいと言う意味ですか。

(平原委員)

地域包括支援センターに守ってくださいと言うのは、我々が言うのではなく市が言うのではないのでしょうか。

(中委員)

平原委員の言ったとおり、市長が諮問したことに対して、意見を述べるもので、決定するものではないと思います。2番を地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者としての地域包括支援センターに対して、とすれば良いのではないのでしょうか。

(小島議長)

2番を地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者としての地域包括支援センターに対して、とするとのことですか。

(上平委員)

意見を言うだけと言うことは分かっていますが、努力目標ではなくしてくださいとお願いしているので、努力目標では弱いのでやってくださいと言うのが我々の立場だと思います。

(小島議長)

2番については、地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者として

の地域包括支援センターに対して、条例で定める基準を十分に周知し、この表現でよろしいでしょうか。もう一つ問題となっているのは、努めるとの表現ですが、皆さんの御意見をお聞かせください。

(平原委員)

願いますと言うのと、努めることでは大した差はないと思います。

(上平委員)

それは、大いに有るのです。努めるは努力目標ですから、私は「すること」とした方が良く考えます。

(田村委員)

審議会としては、理想があつてちゃんとやってくださいと言うべきで、やり方は市長が決めれば良いこととだと思ひます。

(栗飯原委員)

市長に、答申書を渡すときに、審議会の考えを説明すれば良いのではないのでしょうか。

(杉田委員)

「するは」断定になりますので、審議会としては努めるで、良いと思ひます。

(小島議長)

杉田委員や田村委員の意見を踏まえてここは、努めるとの表現を取らせていただきます。

(上平委員)

第三者機関の検証はどうするのですか。条例で定める基準を満たしたか第三者機関が検証をして、その結果を公表するとしなくて良いのですか。

(鈴木(孝)委員)

第三者機関は、条例が出てくれば手直しをすればよいので、答申にそこまで書かなくても良いのではないのでしょうか。

(上平委員)

基準が守られているか、公開されて基準通りです、ということが分かれば安

心できるのですが。

(事務局：早川介護支援課長)

参考として説明させていただきますが、地域包括支援センターは人員体制等につきまして、既に流山市地域包括支援センター運営協議会と言う協議会がありまして、そのメンバーが中心となって、被保険者代表を含めて5人の委員で平成25年度から第三者評価制度を実施しております平成25年度に実施した分は、流山市のホームページに掲載しております。

(小島議長)

意見を踏まえ、答申書を修正し再度読み上げ、委員会全員の同意を得る。

つづきましては、流山市高齢者支援計画の策定についてと第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定についてご審議していただきたいと思っております。まずは、流山市高齢者支援計画の策定について事務局から説明をお願いします。

(事務局：早川介護支援課長)

事務局資料に沿って流山市高齢者支援計画について説明。

(小島議長)

ただ今の説明や関連する御意見、御質問があれば、お願いします。

(上平委員)

認知症サポーター養成講座事業がありますが、受けた人を組織化するとか、何か工夫してせつかく受けた知識を活用する場があれば良いと思っております。もう一つは、18ページにあるケア活動と書いてありますが、流山市はどのように考えているのか。

(事務局：早川介護支援課長)

フォローアップについては、取組んで行きたいと考えております。9月14日にフォローアップ講座を開催いたしましたが、これでは4,000人全員のフォローアップはできませんので、考えていかなければならないと考えています。オレンジプランとの関連性での対応ですが、19ページの在宅医療連携拠点事業で医師会・歯科医師会・訪問看護ステーションのメンバー、ケアマネージャー、あるいはリハビリの専門家にも入っていただいた、医療・介護専門で作った検討会議で具体的対応について検討いただきたいと思っております。18ペー

ジの地域ケア会議は地域包括支援センターが主催して地域の専門職の皆さんに集まっていたいて、ケアのあり方について検討していただいて、解決する仕組みを話し合っていたいて解決できない場合は、市に政策提言していただくことを考えております。

(杉田委員)

19ページの在宅医療連携拠点事業とはどんな事業ですか。

(事務局：早川介護支援課長)

在宅医療連携拠点事業とは、ここにあるア～オまでが大まかな内容ですが、アでは専門職を配置して、さまざまな活動を展開すると大きく書いてありますが、その中では研修会を立ち上げていくなどの活動です。ウですが、情報の共有化できるシステムを導入しリアルタイムで情報の共有化できるシステムの構築を考えています。エにつきましては、具体的には新聞折り込みなどで、ケアシステムの意味ですとか、市民の方々にどういうメリットがあるかを紹介する啓発資料を配布するとか、市民の方を対象とした講演会を開催していこうと考えています。

(大野委員)

講座に参加して知識は得られましたが、いただいた目印をつけていても街中で認知症の方は、この目印のリングをつけていてもそれが何か分からないですね。

(事務局：介護支援課長)

オレンジリングの意味につきましては、受講終了のしるしの意味で、サポーターであるとの自覚していただきたいとの意味でお渡ししています。健康な方には、サポーターになっていただきたいとの呼びかけになればと思います。

(小泉委員)

サポーターの講習会を何回か受けていますが、もう少し違っているなど感じますが、私は変えて欲しいです。認知症の予防のため献立があると言っているけれど、地域包括支援センターがある施設に行ってみると、そのような献立は出していないです。言ったことを実践できるように、具体的なことで学習させていただくと良いと思います。

(大津委員)

ここに書いてある認知症対策とは、病気に対する対策ですか。インフルエンザは病気に対応すれば、持っている人は助かるかもしれないが、認知症は、病気自体の対策も今は治る病気ではない。そうすると、認知症対策をやっていたくのはいいですが、一市民として認知症で苦しんでいる人に対してどうするかについて語られていない気がします。私は、認知症の人はこういう言動を取るのですよ、これには根拠があるのですよ、認知症と言う病気を持っている人が、どれだけ苦しんでいるか、理解していただくことが、認知症対策とは違って、認知症と言う病気を持って苦しんでおられる方と一般市民が接触するのは対策でなくて、人間同士の接触なのです、そこをどうできるかは、対策とは一切関わり合いのないことです。行政がすることではないのです。認知症を理解しようと姿勢が無い限り、それは広がっていかないのです。認知症だからこちらに分けようとの考え方では認知症の対策はそういう対策でしかない。街で見かけた人が認知症だから、誰か連れて行ってくれるだろうという対策であればそう言う対策で良いと思います。しかし、ただそうでなくて、どうしたのですかと人間として関わっていくことするのであれば、認知症という病気を持っている人は、言動をすることをある程度知っておかなければならないと思っています。認知症の方がどうしてそういうことを言ったのか理解するにはどうしたら良いか、もう少し分かっているようにするのなら、市民自身が熱意を持って分かろうとしないと、なかなか認知症を持っている方々の対策はできない。

(小島議長)

第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定について事務局説明をお願いします。

(事務局：小西障害者支援課長)

事務局資料に沿って第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定について説明。

(小島議長)

ただ今、資料3に基づき事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見・御質問がありましたらお願いします。

(鈴木(れ)委員)

9ページの(2)ではグリーンバスがなくなっていますが、利用できなくなるのですか。

(事務局：小西障害者支援課長)

これは、資料の誤りです。無くなることはありません。

(鈴木 (れ) 委員)

18ページの 重度障害者医療費助成制度の現物給付化を実現しますとありますが、どういう意味ですか。

(事務局：小西障害者支援課長)

重度障害者医療費助成制度の現物給付化を実現しますと身体障害者1級2級の手帳をお持ちの方、知的障害の方ですとA、○A、精神障害者の方は、1級2級の方が対象となります。健康保険を利用すると3割の自己負担があります。現在は、3割分を病院に支払っていただいて、領収書を市役所に持ってきていただいて、後ほど市から振込みます。償還払いという方法を取っていますが、千葉県内の全てで、受給券を見せることで、3割の自己負担分を窓口に納めなくても良い仕組みに変わり、来年1月から施行いたします。

(田村委員)

難病の方も障害者手帳を取得して、重度障害者医療費助成制度の適用する考えはありますか。

(事務局：小西委員)

障害者基本法について、説明申し上げたとき、障害者福祉サービスの対象者の中に、難病患者についても法整備が整っていますので、手帳を持っていなくても障害者福祉サービスを利用できることとなっております。

(上平委員)

障害者計画と障害福祉計画の違いを教えてくださいなのですが。

(事務局：小西障害者支援課長)

障害者計画は、障害者基本法に基づく計画で、市の基本部分の方向性を示す計画です。障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく計画です。障害者計画で市の方針を定めた上で、細かくサービスの事業ごとにサービスの利用者が、どのくらいあって、いくらか費用が掛かるかを予測して、数字で表すもので、現計画を御覧いただければ、現計画の77ページをご覧ください。居宅介護とは、ホームヘルパーさんに入ってもらうサービスで現計画では、平成26年までですので、見込みを書いています。このようにサービス一つひとつを検

証して、今後流山市の障害者の方が、どのサービスをどれだけ使って行くのか、量的に見込んで、財政的裏付けも必要になってくると言えます。障害福祉計画は、3年ごとに見直すこととなっております。

(上平委員)

11ページですが、法定雇用率以上になるよう義務付けと書いてありますが、達成率が、5割以下とは、どういうことでしょうか。

(事務局：小西障害者支援課長)

法定雇用率は一般企業2%が義務づけられていますが、達成できている企業が44%ですが達成できない企業は抛出することになっています。基準以上の企業には抛出金を基に交付されると思います。

(上平委員)

13～14ページに障害者支援施設の状況がありますが、定員と書いてありますが、定員まで全て入っていますか。

(事務局：小西障害者支援課長)

定員であり、流山市の方々が全て入っているわけではありません。みどり園と書いてある施設は、柏市、我孫子市及び流山市で事務組合を作って運営している施設ですが、20名が流山市から入所しております。

(上平委員)

この表から、流山市の方が何名入所しているか読めるのですか。入所枠で実際の人数とは違うのではないのでしょうか。現状を聞きたいと思います。

(事務局：小西障害者支援課長)

実際の人数ではありません。

(上平委員)

定員何名で実際の入所者何名と書いていただくと分りやすいですね。

(栗飯原委員)

10ページの障害者向け住宅の状況ですが23年に3,800人位手帳を持っている方が、いらっしゃると書いてありましたが、どのくらいの方が障害者住宅を利用しているのですか。もし今すぐに分からなければ次回で結構です。

(小泉委員)

障害者の車いすのマークがありますが、市で発行しているのですか。

(事務局：小西障害者支援課長)

ホームセンターで売っています。基本的にモラルの中で対応していただいています。

(小泉委員)

外出支援のボランティアをしているのですが、そのとき障害者用駐車スペースに駐車しようとするとき明らかにマークを付けていない車や障害者でないような方が止めていることがあるので、手帳を渡すときにマークを交付することはできないのでしょうか。

(事務局：小西障害者支援課長)

今はまだ、そのような制度になってないので、機会を見て啓発をしていきたいと考えています。

(鈴木(れ)委員)

マークだけでなく、見えるところに手帳を置いてくださいと言うところも増えています。

(上平委員)

23ページの地域支援センターⅢ型、就労継続支援A型。就労継続支援B型とあるのですが、一般市民が読んでこれがどういうものか分からないと思います。計画についても、専門的な用語については、簡単な解説を付けていただければ、分かりやすいと思います。私はネットで調べましたので、ご説明はいりませんが説明を付けていただければと思います。

(事務局：小西障害者支援課長)

はい、分かりました。対応させていただきます。

(事務局：染谷健康福祉部長)

この春、御審議いただきました、福祉手当について説明させていただきます。福祉手当につきましては、今後増大する障害福祉の費用を維持するために貴重な財源で見直しをしなければならぬと考えておりました。当初は9月議会に上程する予定でしたが、あくまでこの障害者計画と障害福祉計画で目標数値が

出ましたら、これらの目標数値を達成するためには、どれだけの事業量があるか、それにはどれだけの事業費がかかるか、次回またはその次には事務局から事業費、財源内訳を説明し、その段階で初めて第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画を行うためにはどれだけ財源が不足しているのか分かります。そのためには、その財源の一部を補うため今回の皆様に御審議いただいた福祉手当の見直しを行って得られました財源をこの第4期障害福祉計画の中に充当していきたいと考えています。よって第4期障害福祉計画の事業費及び財源内訳がこの次かその次、10月か11月になるかもしれませんが、第4期障害福祉計画案の作成に合わせまして、市議会に対しましては、12月議会を目標にこの福祉手当の見直しの上程を考えているところです。福祉手当の見直しが先に行くのではなくて、あくまで第4期障害福祉計画の策定に合わせまして、その財源を補うため福祉手当の見直しをおこなってまいりたいと思いますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

(事務局：鶴巻健康福祉政策室室長)

今回の審議会の冒頭で御審議いただきました、答申書を修正したものをお配りいたしますので、この原本を会長が市長に答申書として提出する写しです。ご確認ください。

事務局から次回の審議会開催に向けた日程についての説明があり、第6回福祉施策審議会は終了した。